

生物多様性ひだたかやま戦略の見直しについて

1. 戦略の背景・内容

生物多様性基本法に基づく生物多様性の保全と持続可能な利用に関する生物多様性国家戦略（以下、「国家戦略」という。）を基本とし、本市における生物多様性を保全し、持続的に利用するための基本的な方向性を示したもの

2. 戦略の目標期間

100年間

3. 見直しの理由

生物多様性ひだたかやま戦略（以下、「地域戦略」という。）の策定後10年経つため、国の環境政策や見直しを行う環境基本計画との整合性を図る

4. 見直しのポイント

戦略の体系に、国家戦略で明記された以下の内容を反映 **別紙1**

- ・ 食料や水、気候の安定など生態系から得られる恵みを「生態系サービス」として記載するほか、生物多様性の重要性についての記載を見直す
- ・ 「地球温暖化」を「地球環境の変化による危機」として、生物多様性をおびやかす第4の危機に位置づけ

5. 今後の予定

令和2年3月 決定・公表

I 生物多様性と地域戦略の意義

太字は追加する事項

1 生物多様性とは

- (1) 生物多様性の意味
- (2) 生物多様性のとらえ方
- (3) 生物多様性の重要性

① 生態系から得られるめぐみ（生態系サービス）

- 1) **生きものがうみだす大気と水（基盤サービス）**
- 2) **暮らしの基礎（供給サービス）**
- 3) **文化の多様性を支える（文化的サービス）**
- 4) **自然に守られる私たちの暮らし（調整サービス）**

別紙 2

② 生物多様性を守る4つの意味

- 1) 「すべての生命が存立する基盤を支える」
- 2) 「人間にとって有用な価値を持つ」
- 3) 「豊かな文化の根源となる」
- 4) 「将来にわたる暮らしの安全性を保証する」

2 戦略策定の背景

- (1) 生物多様性に関する世界の動き
- (2) 生物多様性に関する国内の動き

別紙 3

3 戦略の名称及び位置付け

- (1) 対象地域及び名称
- (2) 戦略の位置付け

II 高山市の生物多様性

太字は変更する項目

1 高山市の生物多様性の現況

- (1) 高山市の地理等概況
- (2) 多様な自然環境、多様な生物
- (3) 保全施策と保全の状況

2 生物多様性のめぐみの利用

- (1) 森林のめぐみに支えられる私たちの生命
- (2) 衣食住における利用
- (3) その他の利用

3 生物多様性に関する課題

別紙 4

<現行>

- (1) 生物多様性をおびやかす3つの危機
 - ① 人間活動や開発による危機
 - ② 人間活動の縮小による危機
 - ③ 人間により持ち込まれたものによる危機
- (2) 生物多様性と地球温暖化
- (3) 生物多様性が損なわれることによる課題

<改定案>

- (1) 生物多様性をおびやかす4つの危機
 - ① 人間活動や開発による危機
 - ② 人間活動の縮小による危機
 - ③ 人間により持ち込まれたものによる危機
 - ④ **地球環境の変化による危機**
- ~~(2)~~ **削除**
- ~~(3)~~ **(2) 生物多様性が損なわれることによる課題**

III 戦略の理念

1 100年前の生物多様性とその利用 ～斐太後風土記の世界～

基本理念

生物多様性を保全し、そのめぐみを将来にわたって享受することができる、自然と共生するまち「ひだたかやま」

理念

[共生]
人を含めたすべてのいのちの共生

[循環]
多様なめぐみをもたらすいのちの循環

[参加]
いのちをはぐみ、尊重するまちづくりへの参加

IV 戦略の目標

目標

① ふるさとの生物多様性を保全しているまち

② 自然のめぐみを持続的に利用しているまち

③ 自然のめぐみの大切さを市民が尊重しているまち

V 指針の設定

指針

① 土地本来の生物多様性を保全・再生する

② 生物多様性の持続可能な利用を伝承・発展させる

③ 生物多様性とともにある地域社会を築く

VI 生物多様性に関する基本施策

基本施策

- 1 生態系の保全・再生
- 2 野生生物の保護・管理

- 3 生物多様性のめぐみの利用・伝承
- 4 生物多様性のめぐみの新たな利用

- 5 生物多様性の普及啓発
- 6 生物多様性の教育の推進

別紙 5

VII 戦略の推進に向けて

推進に向けて

1 生物多様性の現状把握と評価

2 行動計画の策定

3 推進体制

生物多様性の重要性について

1. 私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系から得られるめぐみに支えられている。これらのめぐみを「生態系サービス」と呼び、以下の4つに分類される。

生態系から得られるめぐみ（生態系サービス）

- ① **生きものがうみだす大気と水（基盤サービス）**
：水や養分の循環、土壌形成、光合成による酸素の提供
- ② **暮らしの基礎（供給サービス）**
：食料や木材、繊維等の資源の提供
- ③ **文化の多様性を支える（文化的サービス）**
：地域性豊かな文化や美しい自然景観、レクリエーションの場の提供
- ④ **自然に守られる私たちの暮らし（調整サービス）**
：気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減などの効果

また、生態系サービスはSDGs（持続可能な開発目標）の達成にも関連する。



2. 生物多様性が豊かであるほど、生態系サービスの向上が見込まれるため、将来にわたってさまざまな生態系サービスを享受し続けるためには、生物多様性を保全していくことが重要である。その重要性は、以下のように整理されている。

生物多様性を守る4つの意味

- ① 「すべての生命が存立する基盤を支える」
- ② 「人間にとって有用な価値を持つ」
- ③ 「豊かな文化の根源となる」
- ④ 「将来にわたる暮らしの安全性を保障する」

生物多様性戦略に関するこれまでの動向

国際的な動向		国内の動向		市の動向	
1992年	生物多様性条約の採択	1993年	生物多様性条約の締結		
		1995年	最初の生物多様性国家戦略策定		
		2002年	新・生物多様性国家戦略策定		
2005年	ミレニアム生態系評価（「生態系サービス」の使用）				
2007年	IPCC 第4次評価報告書公表 ※1	2007年	第3次生物多様性国家戦略策定		
		2008年	生物多様性基本法制定 →国家戦略の策定を国の義務として規定		
2010年	生物多様性条約第10回締約国会議 ※2	2010年	生物多様性国家戦略2010策定	2010年	生物多様性ひだたかやま戦略策定
2012年	生物多様性条約第11回締約国会議	2012年	生物多様性国家戦略2012-2020策定	2011年	生物多様性ひだたかやま戦略行動計画策定
2013年	IPCC 第5次評価報告書公表		・生態系がもたらすめぐみである「生態系サービス」に着目し、生態系サービスと人間		
2014年	生物多様性条約第12回締約国会議		生活とのかかわりから生物多様性の重要性を		
2015年	気候変動枠組条約第21回締約国会議 →パリ協定		記載	2015年	生物多様性ひだたかやま戦略行動計画見直し
2016年	生物多様性条約第13回締約国会議		・「地球環境の変化による危機」を生物多様性の		
2018年	生物多様性条約第14回締約国会議		第4の危機に位置づけ		

※1 IPCC（国連気候変動に関する政府間パネル）第4次評価報告書の主な内容

➤ 20世紀半ば以降に観測された地球温暖化や気候変動の原因は、人間活動である可能性が非常に高い

※2 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の主な内容

➤ 2050年までに「自然と共生する世界」を実現（長期目標）

➤ 2020年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施（短期目標）

→20の個別行動目標（愛知目標）の設定

生物多様性をおびやかす危機について

1. 第3次生物多様性国家戦略

人間活動に起因する3つの危機に加え、生物多様性に深刻な影響をもたらす地球温暖化と生物多様性の関係について記述された。

1. 生物多様性をおびやかす3つの危機

- ① 第1の危機（人間活動や開発による危機）
- ② 第2の危機（人間活動の縮小による危機）
- ③ 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

2. 地球温暖化による危機

2. 現行の国家戦略

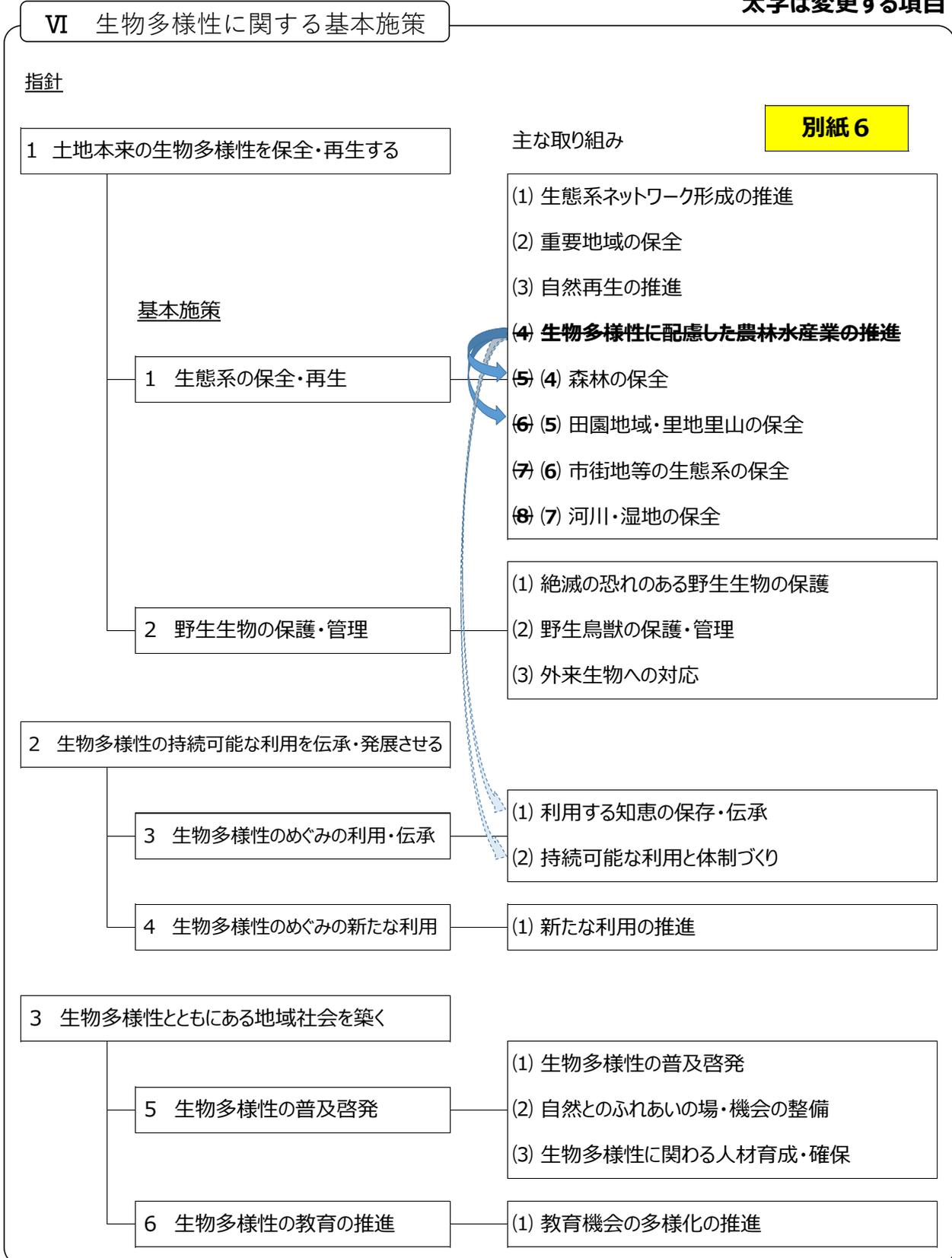
- 地球温暖化をはじめとした、さまざまな地球環境の変化が生物多様性に影響をもたらすことから、「地球温暖化による危機」から「地球環境の変化による危機」と範囲が拡大された。
- 20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは人間活動による可能性が非常に高く、地球環境の変化の要因と人間活動は切り離して考えられないとされたことから、現行の国家戦略では3つの危機に続く4つ目の危機として位置付けられることとなった。

1. 生物多様性をおびやかす4つの危機

- ① 第1の危機（人間活動や開発による危機）
- ② 第2の危機（人間活動の縮小による危機）
- ③ 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）
- ④ 第4の危機（地球環境の変化による危機）

生物多様性に関する基本施策 体系図

太字は変更する項目



戦略		行動計画	
基本施策	主な取り組み	事業の概要	
1. 生態系の保全・再生	(1) 生態系ネットワーク形成の推進	・各地域における生物の生育・生息域の調査活動の推進	・乗鞍山麓五色ヶ原の森の植生調査
		・生物種に応じたエコロジカルネットワークの形成の研究	・生物多様性自治体ネットワークに加入し、情報収集を実施
	(2) 重要地域の保全	・保全地域拡充や新たな保全地域設定について国・県等への働きかけの実施	・乗鞍山麓五色ヶ原の森における保護区域の見直し
		・市の重要地域の自然環境の保全	☆飛騨山脈ジオパーク構想の推進 ・中部山岳国立公園の活性化 ・市街地を取り囲む里山緑地の保全に対する支援、里山所有者との緑の保全契約の締結 ・天然記念物の保護対策の実施及び保全活動に対する支援（小鳥峠ミスバショウ、山中峠ミスバショウ） ・太陽光発電設備等の適正な設置に関する指導
		・保全地域への外来種侵入の防止策の実施	・オオハンゴンソウ、オオキンケイギクの防除の実施 ・乗鞍岳での外来植物除去活動の実施
	(3) 自然再生の推進	・有志の団体等による自然再生につながる環境活動の支援やまちづくり協議会等の主体的な取り組みによる環境保全活動の促進	・市民による特定外来生物防除活動への支援 ・まちづくり協議会が主体的に実施する環境保全活動に対する支援（棚田保全活動、ホタル保存会、ミスバショウ・クマガイソウ等群生地保護活動など） ・環境保全に取り組む市民活動団体事業への支援、活動の周知
		・土地本来の種を使用した植樹などの活動の推進	・「いのちの森づくり」の実施
		・自然再生に関する取り組み推進について、国・県・周辺市村への働きかけの実施	☆周辺自治体との連携による白山ユネスコエコパーク協議会の運営（白山ユネスコエコパークの活用）
	(4) 森林の保全	・森林の適切な管理の推進	☆森林境界明確化と100年先を見すえた森林づくりの実施 ・人工林の適切な管理への支援（緑の保全）事業の実施 ・倒木処理の支援事業の実施
		・病虫害対策の推進	・ナラ枯れ防除事業（カシノナガキクイムシ駆除・予防対策）、樹皮はぎ等獣害対策を実施
		・地域産材の利用促進	☆広葉樹の利用促進（広葉樹施業の支援や木材利用の促進） ・市産材利用の住宅建築の支援（匠の家づくり支援事業） ・東濃桧と飛騨の杉の家づくりを支援
		・木質ペレットの利用促進など間伐材の有効活用	・間伐材利用促進・未利用資源活用促進事業の実施 ・「木の駅プロジェクト」による間伐材のエネルギー・地域循環利用の促進
		・森林の多面的機能や森林の大切さに関する啓発・情報発信	☆美しい森林づくりイベントや木育イベントの実施、生活環境保全林の活用 ・森林づくり交流推進事業の実施 ・高山市美しい森林づくり実行委員会事業の実施（チェーンソー研修会、就業促進林業ツアーなど）
		・都市部の自治体や企業との連携による森林づくり活動の促進	☆千代田区との協働による森林整備、森づくり体験ツアー等の実施 ☆森林環境譲与税を活用した都市との連携の推進
		◆林業における人材・事業者・団体の育成	・林業就業ガイダンス等への参加 ・林業の就業ツアーの開催
	(5) 田園地域・里地里山の保全	・里山を利用したグリーンツーリズム・エコツーリズムの推進	・「山の自然学校」や自然環境学習の実施 ・農山村体験型旅行の誘致 ・農山村体験などの自然・文化体験施設のPR ・木に親しみ、理解を深める活動の推進（自然と触れあうレクリエーション活動、森林浴、森林セラピー等）
		◆減農薬・有機肥料の活用などによる環境に配慮した農業の推進	・化学肥料や化学合成農薬の使用量削減による環境負担の軽減（「ぎふクリーン農業」の推進） ・GAP認証取得に対する支援事業の実施
		・農山村地域の活性化	・中山間地域等直接支払制度、多面的機能維持支払制度の活用
		・優良農用地の確保・集約化の促進及び荒廃農地の再生などに対する支援	・優良農地の確保、農地の集積・集約化を実施（農業振興地域整備計画） ・耕作放棄地の解消対策を実施
		・都市部の自治体や企業との連携による森林づくり活動の促進（再掲）	☆千代田区との協働による森林整備、森づくり体験ツアー等の実施（再掲） ☆森林環境譲与税を活用した都市との連携の推進（再掲）

◆印：再構成した既存事業

☆印：推進していく取り組み

戦略		行動計画		
基本施策	主な取り組み	事業の概要		
1. 生態系の保全・再生	(6) 市街地等の生態系の保全	・市街地等における生物多様性に配慮した公園整備などの推進	・いのちの森づくりの実施(再掲) ・公園の樹木や道路の街路樹に土地本来の植物・樹木等を選定	
		・市街地等の公園、河川、庭園や水路における野生動植物の保全活動への支援	・野生動植物の保全活動を行うまちづくり協議会への支援(ミズバショウ、梅花藻の保護活動)	
	(7) 河川・湿地の保全	・河川改修時における河川環境等の適切な保護・管理	・河川災害復旧工事において、周辺環境や生態系に配慮した整備を実施(「美しい山河を守る災害復旧方針」) ・市街地の河川(宮川、江名子川、苔川)清掃、及び市内の一級河川の堤防除草の実施 ・開発事業等に伴う河川への影響に対する適正な監視・指導	
		・河川や湿地を活用した環境教育や自然体験活動の推進及び人材の発掘・育成	・ホテルの生態の学習と河川敷での観察(「山の自然学校」) ・野生動植物の保全活動を行うまちづくり協議会への支援(ミズバショウ、梅花藻の保護活動)(再掲)	
		・河川や湿地における水質の保全	・河川水質調査の実施 ・一級河川の水質汚濁防止を図る団体に加入、情報交換 ・関係機関と連携した水質汚濁事故対応と再発防止の指導	
		・カワグライウォッチング等と連携した生き物の調査	・カワグライウォッチングの実施	
		・外来生物の駆除活動及び、外来生物法の普及・啓発	・特定外来生物の駆除活動の実施(小鳥湿原)	
		・河川や湿地に生息・生育する動植物の保護	・保護指定されている群生地の監視と保全活動の実施(ヒメコウホネ)	
	2. 野生生物の保護・管理	(1) 絶滅の恐れのある野生生物の保護	・希少動植物等の現状把握	・「生き物目撃報告」制度の活用
			・市内に分布する希少動植物及びその生息・生育地の保護	・保護指定されている群生地の監視と保全活動の実施(サクラソウ・ヒメコウホネ)(再掲)
・絶滅の恐れのある希少動植物の保護活動に取り組む団体の把握と支援			・野生動植物の保全活動を行うまちづくり協議会への支援(ミズバショウ、梅花藻の保護活動)(再掲)	
(2) 野生鳥獣の保護・管理		・野生鳥獣の生息状況に関する情報収集	・県などが実施する野生鳥獣に関する調査への協力 ・「生き物目撃報告」制度の活用(再掲)	
		・人間と野生鳥獣との適切な関係の研究	・大学等の研究機関や猟友会等との連携、情報共有、市民へ情報発信	
		・人間及び農作物等へ被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲、被害防止施設の整備	・鳥獣被害対策実施隊による捕獲・駆除を実施 ・農地への侵入防止柵の設置 ・狩猟者・捕獲技術者の育成、確保への支援 ☆野生イノシシの捕獲、ウイルスの拡散防止のための防疫、CSF対策など、地域ぐるみでの取り組みの促進	
		・野生鳥獣を寄せ付けない取り組みの実施	・ごみの分け方・出し方冊子の作成 ・ごみステーション用ネットの貸し出し	
(3) 外来生物への対応		・各種媒体を通じた外来生物法周知のための啓発活動の実施	・特定外来生物防除講習会を実施	
		・外来生物の生息・生育状況調査及び駆除活動の促進・支援	・「生き物目撃報告」制度の活用(再掲) ・市民による特定外来生物防除活動への支援(再掲)	

戦略		行動計画	
基本施策	主な取り組み	事業の概要	
3. 生物多様性のめぐみの利用・伝承	(1) 利用する知恵の保存・伝承	・自然資源を活用する知恵、技術の伝承及び体験する機会の提供	・市産材利用の住宅建築を支援（匠の家づくり支援事業）（再掲） ・東濃桧と飛騨の杉の家づくりの支援（再掲）
		◆伝統的な農産物の生産振興や食文化の情報発信	・地域特産物の生産・販売支援を実施
		・伝統文化・伝承芸能等についての講座の開催	・文化財の公開の推進（文化財所有者と公開等活用協定を締結） ・考古資料の展示公開（飛騨高山まちの博物館・久々野歴史民俗資料館等） ・語り部養成講座（歴史講座）の開催
	(2) 持続可能な利用と体制づくり	・郷土の伝統文化の継承	・伝承芸能保存団体、後継者の育成を支援 ・ふるさと伝承記録整備事業の実施 ・考古資料の展示公開（飛騨高山まちの博物館・久々野歴史民俗資料館等）（再掲） ・語り部養成講座（歴史講座）の開催（再掲）
		・農林業や伝統工芸分野における人材・事業者・団体の育成	・林業就業ガイダンス等への参加（再掲） ・林業の就業ツアーの開催（再掲） ・文化財等の保護
		◆地産地消の推進	・地産地消推進会議を中心としたイベント等の実施 ・新規需要米（飼料用米、WCS）の生産支援、耕種農家・畜産農家と連携した域内流通の促進
		◆地域の特性を活かした農産物の発掘・育成に対する支援	・地域特産物の発掘、育成、振興への支援
		◆生産・加工・流通・販売に農畜産業者が主体的にかかわることができる六次産業化の推進	・農産物の加工・流通・販売に必要な施設整備及び機械器具等の導入支援
		◆地域農産物の販路拡大及び販売促進	・地場物の市場への出荷奨励や、六次産業化による販路拡大、販売促進 ・飛騨産農産物・加工品等の販路拡大の促進（都市部での農産物フェアやマッチング事業等）
	(1) 新たな利用の推進	・森林の適切な管理の推進（再掲）	☆森林境界明確化と100年先を見すえた森林づくりの実施（再掲） ・人工林の適切な管理への支援（緑の保全）事業の実施（再掲） ・倒木処理の支援事業の実施（再掲）
		・地域産材の利用促進（再掲）	・市産材利用の住宅建築を支援（匠の家づくり支援事業）（再掲） ・東濃桧と飛騨の杉の家づくりを支援（再掲） ☆広葉樹の利用促進（広葉樹施業の支援や木材利用の促進）（再掲）
		・木質ペレットの利用促進など間伐材の有効活用（再掲）	☆木質バイオマス発電等への未利用材利用の促進
4. 生物多様性のめぐみの新たな利用	(1) 新たな利用の推進	・エコツーリズム、森林環境教育などの促進	・飛騨美濃せせらぎ街道沿線の修景森林の整備 ・五色ヶ原登山・ミスバショウ群生見学・自然保護学習など自然環境学習の実施 ・農山村体験などの自然・文化体験施設のPR（再掲） ・乗鞍岳での自然体験プログラムやガイドツアーの実施
		・自然エネルギーの活用促進	・木質バイオマス燃料を利用したストーブ、ボイラーへの補助 ・自然エネルギーの活用に対する融資制度等の設置
		・地域の豊かな自然を活用した新たな産業創出への支援	・木質バイオマスによる熱供給事業者に対する企業立地の支援

戦略		行動計画	
基本施策	主な取り組み	事業の概要	
5. 生物多様性の普及啓発	(1) 生物多様性の普及啓発	・各種報道機関や広報、インターネット、ラジオ、ケーブルTV等の媒体を活用した啓発	・特定外来生物防除の市民参加イベントの開催
		・生物多様性に関する出前講座や行事等の実施や環境保全活動団体の育成	・「たかやま出前講座」における特定外来生物駆除講座の開催
		・外来生物の生息・生育状況調査及び駆除活動の促進・支援（再掲）	・「生き物目撃報告」制度の活用（再掲） ・市民による特定外来生物防除活動への支援（再掲）
	(2) 自然とのふれあいの場・機会の整備	・緑化に関する各種行事の実施、環境整備事業の促進	・緑のパートナー制度の実施（花苗、樹木等の原材料を支給） ・「緑と親しむ日」の市民ハイキングの実施
		・多様な動植物とふれあうことができる機会の創出や自然環境教育の実施	・「山の自然学校」、いのちの森づくり等自然環境教育の実施
		・農業を体験する機会の提供	・市民ふれあいファミリー農園の運営（塩屋農園、下切農園）
		・エコツーリズム、森林環境教育等の促進（再掲）	・「特色ある学校経営推進事業」としての各小・中学校の花育活動や緑化整備、森林の活用事業を実施 ・農山村体験などの自然・文化体験施設のPR（再掲）
	(3) 生物多様性に関わる人材育成・確保	・生物多様性に関する人材リストの整理及び人材の育成と活用	・「たかやま人材リスト」を作成し、「環境・自然保護」分野の学習機会を提供
		・生物多様性の恵みを活かした農林業や伝統工芸分野における人材・事業者・団体の育成	・地域人材を講師としたトマトの栽培や校内の花育の推進、ピオトープづくりなどの取り組みを実施 ・行政、企業による生物多様性につながる学習の企画の紹介 ・米づくりコンクールへの参加および地域特産物の栽培・販売 ・語り部養成講座（歴史講座）の開催（再掲） ・学校給食等を利用した飛騨産農産物のPR
		・生物多様性に関する講座の開催	・「たかやま出前講座」における特定外来生物駆除講座の開催（再掲）
6. 生物多様性の教育の推進	(1) 教育機会の多様化の推進	・小中学生への生物多様性副読本の配付	・生物多様性副読本の配布 ・乗鞍岳副読本の作成及び配布（岐阜県作成） ・乗鞍山麓五色ヶ原の森副読本の作成
		・多様な動植物とふれあうことができる機会の創出や自然環境教育の実施（再掲）	・「山の自然学校」の実施（再掲） ・五色ヶ原登山・ミズバショウ群生見学・自然保護学習など自然環境学習の実施（再掲） ・山の日自然公園ガイドツアー等の実施
		・生物多様性に関する出前講座の実施（再掲）	・「たかやま出前講座」における特定外来生物駆除講座の開催（再掲）
		・エコツーリズム、森林環境教育等の促進（再掲）	・生物多様性副読本を活用した高山の生態系についての環境学習の実施 ・地域の河川の氾濫や砂防ダムを素材とした防災学習（ESD）の実施 ・五色ヶ原登山・ミズバショウ群生見学・自然保護学習など自然環境学習の実施（再掲） ・乗鞍岳での自然観察教室の開催